

「韮崎市制祭」出店募集要領

出店者は、本要領を遵守することとし、出店許可後であっても、本要領に違反する行為を行っている、会場の雰囲気乱している、主催者の指示に従わないなど、主催者が不適当と判断した場合は、即刻出店を取り消します。

なお、許可取り消しで生じた損害等についても主催者は責を負いません。

また、下記項目の全てについて守られない出店者については、韮崎市がその後行うイベント等への出店は、許可いたしません。

1. 主 催 武田の里まつり実行委員会
2. 開催日時 令和7年10月12日（日） 10：00～16：00（交通規制）
※イベントは10：30～15：00を予定しています。
3. 会 場 本町通り及び駅前中央通り
4. 出店資格・出店料等

（1）韮崎市商工会に加入している方（令和7年8月1日現在）

①テント及び什器を持参し、区画のみの提供を希望される方
3,000円（負担金）

②区画のほかテント及び什器類の全部又は一部の提供を希望される方
5,000円（負担金含む）

※テント及び什器類の内容については、出店募集要領の8に記載のとおり

※主催者において韮崎市商工会へ加入の有無を確認させていただきます。

（2）韮崎市内に店舗を構えている方

①テント及び什器を持参し、区画のみの提供を希望される方
3,000円（負担金）

②区画のほかテント及び什器類の全部又は一部の提供を希望される方
5,000円（負担金含む）

※テント及び什器類の内容については、出店募集要領の8に記載のとおり

（3）キッチンカーで営業を行っている韮崎市内の事業者

1台 3,000円（負担金）

ただし、申込数は1事業者1台とさせていただきます。

（4）韮崎市民からなるグループ及び団体

①テント及び什器を持参し、区画のみの提供を希望される方

3,000円（負担金）

②区画のほかテント及び什器類の全部又は一部の提供を希望される方

5,000円（負担金含む）

※テント及び什器類の内容については、出店募集要領の8に記載のとおり

（5）自治会、公共機関、その他公共性が認められる団体及び主催者が特に認める団体

①テント及び什器を持参し、区画のみの提供を希望される方

3,000円（負担金）

②区画のほかテント及び什器類の全部又は一部の提供を希望される方

5,000円（負担金含む）

※テント及び什器類の内容については、出店募集要領の8に記載のとおり

（6）露天商（※出店については、別途募集します）

1区画 3,000円（負担金のみ）

※屋台は露天商自らでご用意願います。

【注意事項】

※会場内の自店舗の敷地内で通常営業をする場合の負担金はありません。ただし、会場内の自店舗の敷地内で通常営業を行う場合でも、公式パンフレットへの掲載を希望する場合は負担金3,000円を徴取いたします。

また、自店舗の敷地外（歩道等）に販売エリアを設けて営業する場合や、自己所有地を第三者へ提供し出店させる場合についても出店者ごとに負担金3,000円を徴取させていただきます。

※出店料については、後日開催する出店者説明会で納入願います。

※反社会的勢力（暴力団等）・未成年者のみの申し込みはお断りするとともに、出店権利の譲渡及び名義貸しは厳禁です。

5. 出店（区画）数

（1）上記「出店資格（1）（2）（4）（5）」については合計で30区画

上記「出店資格（3）※キッチンカー」については10台

（2）いずれも申込数が区画数（キッチンカーは台数）を上回った場合は、主催者において厳正な抽選を行い決定いたします。

（3）原則1出店者1区画としますが、区画に余りが出た場合は、複数区画の使用を認める場合があります。

6. 出店場所の割り振り

出店者確定後に、主催者が決定します。

7. 営業補償等

- (1) 台風その他災害の発生が予想される場合など、主催者の判断により市制祭を中止する場合は、必要経費を控除した後、出店料を返金します。
- (2) 主催者の判断により開催時間（営業時間）を変更（短縮を含む）した場合は、出店料は返金しません。
- (3) やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況等による来場者の減少又は、開催の中止や時間短縮等、いかなる理由においても、主催者は営業に関する補償を一切行いません。
- (4) 出店要領及び出店者説明会時に提示する内容を厳守できない場合や、主催者の指導・指示に従わない場合は、即時閉店とし出店料は返金しません。また、それに伴う損害も補償しません。

8. 出店に際し主催者が用意する物品（区画のみ提供の方を除く）

- (1) 家庭用の簡易テント（2.5m×2.5m）1張
- (2) 長机2台、椅子4脚

9. 出店に際し出店者が用意する物品

- (1) テント及び什器を持参し、区画のみの提供を希望する方は、テント1張（3.0m×3.0m以内）及びテントの範囲内に設置可能な什器類等
- (2) 消火器、発電機等
- (3) 保険（出店により第三者への損失補償に備え、その責任において必要な保険は、各出店者にて加入をお願いします。）
- (4) その他、主催者が用意する物品以外のもの

10. 出店申込

- (1) 申込期間：令和7年8月13日（水）から令和7年9月5日（金）
※所定の申込書類に必要事項を記入の上、下記に申し込みをしてください。
- (2) 申込先
 韮崎市水神1-3-1 韮崎市商工観光課 商工観光担当
 TEL：0551-45-9158
- (3) 提出書類（郵送、持参のみ受付します。FAX等では受け付けしません。）
 - ①出店申込書・・・全出店者

- ②出店参加者名簿（様式1）・・・全出店者
- ③出店参加者全員の顔写真入りの証明書（カラー）
・・・運転免許証・マイナンバーカードの写し（カラー印刷）等。

※提出書類のサイズはA4になるよう、対応をお願いします。

- ④提供食品の概要書（様式2）・・・飲食品を販売する場合のみ
- ⑤出店の平面図（様式3）・・・全出店者

※火気・発電機を使用する際は、消火器を必ず記入すること。

- ⑥誓約書（様式4）・・・全出店者
- (4) 申込書類

韮崎市ホームページ上からダウンロードできるほか、韮崎市商工観光課窓口にて用意してあります。

11. 出店資格審査

出店申込を受理した後、前記4※の未成年者のみ・暴力団関係者等に該当しないことを、警察署等関係官庁に身分照会を行い、適格者のみが出店できます。

12. 販売従事者

- (1) 出店申込書により、事前に警察署に身分照会をするため、申込書に記載した従事者以外の従事はできません。また、下記事項を遵守してください。
 - ・従事者を変更する場合は、必ず事務局（商工観光課）に届出をしてください。
 - ・各出店者が、直接警察署に届け出ることは絶対にしないでください。
 - ・販売品目の変更の場合も同様に、直接保健所に届け出るのではなく、事務局に届け出てください。
- (2) 身分証明書の提出を求められる場合があるので、免許証等身分が証明できるものを携帯してください。出店申込書に添付した誓約書の提示でも構いません。

13. 出店者説明会

- (1) 申し込みをされた出店者には後日、出店者説明会のご案内を郵送します。
- (2) 次の日程で開催を予定していますので、必ず出席してください。
 - 日時：9月25日（木）15：00～
 - 会場：韮崎市役所 別館201会議室
- (3) 説明会に出席されない出店者は、出店許可を取り消します。

14. 販売方法

- (1) 各出店者が責任を持って行ってください。

- (2) 価格は消費税込みの総額表示とし、各商品に値札を表示してください。
- (3) 出店者間で販売品目が重複する品の販売価格は、説明会において、統一した価格を設定します。
- (4) 表示関係、量目関係、販売関係など、法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意してください。

15. 販売禁止品等

- (1) 販売に、免許や許可が必要なもの（危険物、医薬品、たばこなど）。
※必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もあります。
- (2) 社会通念上不適当なものあるいは違法なもの（盗品、偽ブランド商品など）。
- (3) 不良品（その旨を明記している場合は除く）や、賞味期限が切れている飲料・食品など。
- (4) 過去にイベントで食中毒等の原因になった食品で保健所の指導があるもの。
- (5) 上記の他、主催者が不適当と判断したもの。

16. 火気の使用（消防署からの指導事項）

(1) 消火器の常備（義務付け）

会場内での火気の使用は原則禁止とします。

飲食物の調理販売に限り認めますが、プロパンガス、ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、たこ焼き器、炭火焼き器、わたあめ製造機等を使用する場合は、各自で必要な措置（業務用消火器の常備は必須）を講じるとともに、事故等が発生しないよう細心の注意を払ってください。

①消火器は、10号の「業務用消火器」とすること。（「家庭用消火器」、「エアゾール式簡易消火具（スプレー式）」は認めません。）

②消火器の有効期限を必ず確認し、期限切れのものは常備と認めません。

- (2) プロパンガスからつなぐゴム管は、亀裂（破損）などがいないかチェックし、古いものは交換をしてください。
- (3) ゴム管を三つ又の器具でつなぐことはできません。
- (4) プロパンガスが倒れないよう、ロープ等で固定してください。
- (5) その他消防機関より指示がある場合は従ってください。

17. 保健所からの指導事項

- (1) 食器、はし、フォーク、スプーン等は、合成樹脂製または紙製とし、1回の使用で廃棄してください。
- (2) まな板は、ゴム製または合成樹脂製を使用してください。
- (3) 仕込み等の作業は、当日現場ではできません。

- ※仕込み等の作業場所は、保健所の許可施設で行うこと。
- (4) その他保健所より指導がある場合は、その指示に従ってください。

18. 搬入・搬出

出店者説明会で説明いたします。

19. ゴミ処理

出店者の材料残物やダンボール、包装紙等の他、会場内で生じたゴミ（食物の残りかす、容器等を含む）は、自店で販売した以外のものであっても出店者同士が互いに回収し、必ず持ち帰ってください。

20. その他

- (1) 出店許可証は必ず所持し、主催者等から確認を求められた場合は提示してください。
- (2) 出店資格審査通過後においても、出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁とします。
- (3) 出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、出店料に含まれる貸与品以外のものは、全て出店者が用意し、その費用を負担してください。
- (4) 施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、原状復旧してください。
- (5) 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (6) 当実行委員会では、出店申込者等から提供いただいた個人情報については、当祭典にかかる利用目的以外の目的には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。
- また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。
- (7) その他、出店者説明会時に配付する事項及び説明内容を厳守してください。
- (8) 本募集要領に定めのない事項及び本募集要領に定める事項で疑義が生じた場合には主催者において決定し、必要に応じて関係者へ情報共有いたします。

【出店申込・お問合せ先】

武田の里まつり実行委員会 （韮崎市商工観光課内）

韮崎市水神1-3-1 TEL：0551-45-9158